

# 大東市中小企業後継者育成支援補助金制度のご案内

大東市では、市内の中小企業者に対して従業員の、後継者育成を目的とした、大学および公的機関等による各種研修の受講料の補助をしています。内容は次のとおりです。

## 1. 補助対象者

次の事項の全てに該当するもの。

- ◆中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者。
- ◆大企業が発行済株式総数または出資総額の過半数を単独で所有または出資していない中小企業者。
- ◆市内に事業所を有し、同一事業を1年以上継続して営んでいる中小企業者。

## 2. 補助対象経費

中小企業者の従業員が受講した研修の受講料のうち、次の事項に該当するもの。

ただし、同一年度で1事業所につき2人までとする。

- ◆大学や公的機関等が実施する研修の受講料（教材費を含む）。

\*公的機関等とは：国や地方自治体（大東市主催共催を除く）、独立行政法人、公益財団法人、商工会議所等。また、これらの機関の登録や指定等を受け、公的資格の取得や継続に必要な研修を含む。

## 3. 補助額

- ◆支払った受講料（教材費を含む）の2分の1以内

- ◆受講者1人あたりは50,000円が限度

※ただし、予算の範囲内で補助金を交付します。

## 4. 補助金の申請

この補助金の交付を受けようとする人は、研修修了後から6カ月以内に市所定の申込書に必要な書類を添えて、産業経済室まで提出してください。

ただし、予算の範囲内で補助いたしますので、申請の時期によっては補助できない場合もありますのでご了承ください。

## 5. 補助金申請および交付請求に必要な書類

- |                           |        |
|---------------------------|--------|
| (1) 交付申込書（様式第1号）          | [ 1通 ] |
| (2) 研修に関する受講報告書（様式第2号）    | [ 1通 ] |
| (3) 研修の受講に要した経費を証する領収書（写） | [ 1通 ] |
| (4) 人材育成研修の受講修了を証する書類（写）  | [ 1通 ] |
| (5) 交付請求書（様式第4号）          | [ 1通 ] |
| (6) その他必要と認める書類           |        |

## 6. 問い合わせ先

大東市産業・文化部産業経済室 TEL 072-870-4013